

令和6年度から令和8年度の介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに介護保険計画を策定し、介護サービス費用の見込み額等に基づき算定します。

高齢化に伴い介護サービスの利用者が増えたこと、介護サービス事業所で働く人の処遇改善のための介護報酬が引き上げられたことなどにより、より多くの介護保険料が必要となりますが、介護予防事業の取り組みや介護給付費準備基金を取り崩すことなどにより、保険料の上昇を抑制しています。

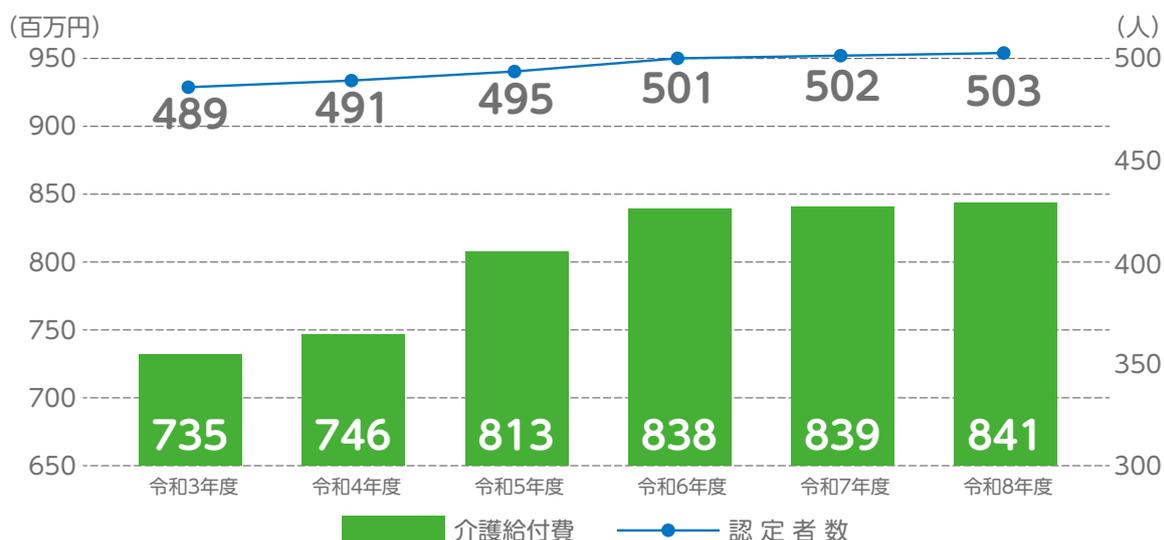
◆介護給付費の財源構成

介護保険給付に必要な費用の半分を公費(国・大阪府・田尻町)で負担し、残る半分を保険料で負担します。

65歳以上の方(第1号被保険者)の負担割合は23%、40歳~64歳までの方(第2号被保険者)の負担割合は27%となっています。



◆介護給付費の伸び



保険料に関するお問合せは

田尻町民生部高齢障害支援課高齢介護係 〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1(たじりふれ愛センター) 電話 072-466-8813/FAX 072-466-8841

◆保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、介護給付費等がまかなえるよう算出された「**基準額**」をもとに決まります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{必要な} \\ \text{介護給付費等の} \\ \text{費用額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方} \\ \text{の負担分23\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方} \\ \text{の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度から令和8年度の} \\ \text{保険料基準額81,000円(年額)} \\ \hline \end{array}$$

基準額を基礎として、住民税の課税状況や所得によって保険料段階を設定します。
保険料段階については、低所得者に配慮するとともに、より負担能力に応じた保険料設定とするため、13段階に設定しています。

基準額：月6,750円(年81,000円)

第9期(令和6年度～令和8年度)				
所得段階	対象者		基準額に対する負担割合	年間保険料(軽減前)
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯		基準額×0.285 (0.455)	23,160円 (36,960円)
	本人が住民税非課税	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方		
課税年金収入額+合計所得金額が80万円超え120万円以下の方		基準額×0.485 (0.685)	39,360円 (55,560円)	
課税年金収入額+合計所得金額が120万円超えの方		基準額×0.685 (0.69)	55,560円 (55,920円)	
第4段階	同じ世帯に課税者がいる方	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.90	72,960円
第5段階 (基準額)		課税年金収入額+合計所得金額が80万円超えの方	基準額×1.00	81,000円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	97,200円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	105,360円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	121,560円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	137,760円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	153,960円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	170,160円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	186,360円
第13段階	合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	194,400円	

※ 第1段階から第3段階は公費投入後の低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。

なお()内が軽減措置適用前の率及び額です。

※ 課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金などの税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。

※ 所得とは、収入から必要経費などを控除した額です。

今回お送りした保険料通知については、令和5年度の課税状況をもとにした仮徴収額となっております。
令和6年度の保険料(本算定)については、令和6年4月1日現在のご本人と同一世帯の方の住民税の課税状況をもとに7月1日に決定し、通知します。